

証券コード 6855
平成28年6月9日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西長洲町2丁目5番13号
日本電子材料株式会社
取締役社長 風 間 悦 男

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております）
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号
都ホテル ニューアルカイク 3階鳳凰の間
（ご来場の際は、末尾のご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 1. 第57期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第57期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jem-net.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善がみられたものの、輸出や個人消費の回復は弱く、中国の景気減速や急激な円高の進行等、先行きに対して予断を許さない状況で推移いたしました。

当社グループの主たる事業分野である半導体市場は、クラウドサービスの広がりによりデータセンター向けについては堅調に推移したものの、スマートフォンやパソコンの需要の伸び悩み等により停滞いたしました。その結果、半導体メーカーの設備投資は抑制され、また、国内半導体工場の売却や海外半導体メーカーの買収等、業界再編への動きも進みました。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、中長期的な需要が見込まれるDRAM及びNAND型フラッシュメモリ向けの製品力や生産体制の強化を行いました。その結果、メモリIC向けにつきましては、当第2四半期累計期間において大きく売上を伸ばすことができましたが、当第3四半期以降につきましては、市場の冷え込みの影響を受け需要は減少しました。一方、ロジックIC向けにつきましては、国内外に対して拡販を行った結果、着実に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高130億1千4百万円（前連結会計年度比6.7%増）、営業利益6億6千7百万円（前連結会計年度比0.7%増）となりました。経常利益につきましては、急激な円高による為替差損の影響により5億5千7百万円（前連結会計年度比30.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、3億3千万円（前連結会計年度比58.1%減）となりました。

なお、報告セグメント別の業績は次のとおりです。

<半導体検査用部品関連事業>

メモリIC向けにつきましては、中長期的な需要が見込まれるDRAM及びNAND型フラッシュメモリ向けに積極的な開発並びに設備投資を行い、製品力や生産体制の強化を推進いたしました。その結果、当第2四半期累計期

間において大きく売上を伸ばすことができませんでしたが、夏以降のスマートフォン向けを中心とした半導体市場の冷え込みの影響により、当第3四半期以降の需要は減少いたしました。一方、ロジック I C 向けにつきましては、国内外に対して拡販を行った結果、着実に推移いたしました。

以上の結果、売上高は128億9百万円（前連結会計年度比7.1%増）となりました。

〈電子管部品関連事業〉

電子管部品関連事業の売上高は2億5百万円（前連結会計年度比12.7%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で21億7千5百万円（前連結会計年度比180.2%増）であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主な事業分野である半導体市場は、足元では中国をはじめとした新興国の景気の減速や、スマートフォンやパソコンの需要の伸び悩みの影響を受ける一方で、クラウドサービスの広がりによるデータセンター向けサーバー需要の伸びや加速する自動車の電装化、IoT（Internet of Things、様々なモノとインターネットを接続する技術）の拡大、さらにスマートフォンの高機能化による半導体の小型化、高速化、及び高集積化等、様々な技術の進化によって、緩やかな成長基調は維持されると予想しております。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、以下の課題に全力で取り組んでまいります。

①市場の要求に応える製品の開発とサービスの強化

中長期的に需要が見込まれるDRAM及びNAND型フラッシュメモリ向け製品の更なる競争力強化を図り、拡販に取り組んでまいります。また、次世代半導体向けプローブカードの市場投入や、既存のプローブカード以外におけるテスト関連製品の事業化の加速等により、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

②海外販売の強化

海外の半導体市場は、アジアを中心に着実な成長を遂げております。また、製造を専門に行うファウンドリや、自社工場を持たず製品の企画や設計のみを行うファブレスメーカーの台頭等、半導体の生産は世界規模で分業化が進んでおります。当社グループは、アメリカ、韓国、台湾、フランス、中国に配置した海外拠点のネットワークを活かした販売活動の充実を図るとともに、日本から各国拠点へのリソース投入や一層の技術支援により、海外販売の強化を推進します。

③付加価値向上への取組み

技術革新やVA活動による原価低減や品質向上によって、付加価値の向上を図ります。

④経営基盤の更なる強化

為替変動や緊急時における対応等、リスクマネジメントの一層の高度化を目指し、経営基盤の強化に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を実施し、企業価値の向上に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 54 期 (平成24年度)	第 55 期 (平成25年度)	第 56 期 (平成26年度)	第 57 期 (当連結会計年度) (平成27年度)
売 上 高 (百万円)	11,213	9,799	12,193	13,014
経 常 損 益 (百万円)	49	214	798	557
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	△ 172	93	788	330
1株当たり当期純損益 (円)	△ 16.32	8.84	74.45	31.21
総 資 産 (百万円)	12,562	13,357	15,288	16,572
純 資 産 (百万円)	9,082	9,658	10,604	10,737
1株当たり純資産 (円)	857.72	899.04	992.23	1,002.51

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純損益」を「親会社株主に帰属する当期純損益」としております。
2. △は、損失を示しております。
3. 第54期については、半導体メーカーの生産調整の影響等により利益は減少しました。また持分法適用関連会社であった同和JEM㈱を連結子会社化したことに伴い「段階取得に係る差損」として特別損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失は表記の結果となりました。
4. 第55期については、テレビ等のデジタル家電向け需要の低迷の影響により半導体市場の先行きは不透明な状況で推移しました。当社グループの売上も厳しい状況が続きましたが、利益面につきましては、原価低減を推し進めたこと等により回復傾向となりました。
5. 第56期については、DRAMやNAND型フラッシュメモリー等、スマートフォン用に需要が高まっている半導体向けを中心に販売を強化した結果、売上面につきましては前連結会計年度を上回る結果となりました。利益面につきましても、売上高の増加に加え、円安による追い風や、繰延税金資産の回収可能性見直しに伴う法人税等調整額の計上等により、前連結会計年度を上回る結果となりました。
6. 第57期については、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
JEM AMERICA CORP.	3,650 千US\$	100.0 %	半導体検査用部品 関連事業
JEM (HONG KONG) Co., Ltd.	2,000 千HK\$	100.0	
JEM TAIWAN PROBE CORP.	40,100 千NT\$	100.0	
JEM EUROPE S. A. R. L.	400 千€	100.0	
同和JEM㈱	2,500 百万ウォン	50.8	
JEM Shanghai Co., Ltd.	1,000 千US\$	100.0	

(7) 主要な事業内容

当社グループは半導体検査用部品、電子管部品の開発、製造及び販売を行っております。

当社グループの主要な製品は、次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品
半導体 検査用部品 関連事業	<p><カンチレバー型プローブカード> Cタイププローブカード プローブ（探針）の形状が力学でいう片持ち梁（Cantilever）の構造を持つタイプ ・CEシリーズ</p> <p><アドバンストプローブカード> Vタイププローブカード プローブ（探針）の形状が垂直型で、主として半導体の高集積化・高速化対応として使用されているタイプ ・VCシリーズ（垂直接触型プローブカード） ・VSシリーズ（垂直スプリング接触型プローブカード） ・VTシリーズ（垂直接触型プローブカード）</p> <p>Mタイププローブカード MEMS（Micro Electro Mechanical Systems）技術を用いたプローブユニットを使用しているタイプ ・MCシリーズ</p>
電子管部品 関連事業	陰極、フィラメント

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 尼 崎 市
熊 本 事 業 所	熊 本 県 菊 池 市
東 京 営 業	神 奈 川 県 横 浜 市
JEM AMERICA CORP. (子会社)	アメリカ合衆国カリフォルニア州
JEM(HONG KONG)Co.,Ltd. (子会社)	中 国 香 港
JEM TAIWAN PROBE CORP. (子会社)	台 湾 竹 北 市
JEM EUROPE S. A. R. L. (子会社)	フランス モンブルノ サンマタン市
同和JEM㈱(子会社)	韓 国 ソ ウ ル 特 別 市
JEM Shanghai Co.,Ltd. (子会社)	中 国 上 海 市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度比増減
977 名	64名増

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
㈱三菱東京UFJ銀行	1,600 百万円
㈱三井住友銀行	718
その他	273

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,604,880株
- (3) 株主数 6,130名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(有) 大 久 保 興 産	1,266 千株	11.96 %
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	716	6.76
大 久 保 和 正	455	4.30
大 久 保 英 正	376	3.55
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	309	2.91
大 久 保 昌 男	290	2.73
古 山 陽 一	260	2.45
日本マスタートラスト信託銀行(株)	205	1.94
日 本 電 子 材 料 社 員 持 株 会	194	1.83
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	169	1.59

(注) 持株比率は、自己株式 (15,426株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	風 間 悦 男	
取締役副社長	大 久 保 和 正	N P 統括部長 (営業統括、N P 統括管掌) JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長 JEM EUROPE S. A. R. L. 代表取締役会長
取 締 役	大 澤 茂 巳	生産統括部長 兼 熊本事業所長 (熊本事業所、生産統括管掌) JEM (HONG KONG) Co., Ltd. 代表取締役会長 JEM Shanghai Co., Ltd. 代表取締役会長
取 締 役	足 立 安 孝	管理部門統括部長 (コンプライアンス担当) (管理部門統括管掌) JEM Shanghai Co., Ltd. 取締役社長
取 締 役	森 隆 一 郎	M製品統括部長 (M製品統括管掌)
取 締 役	坂 田 輝 久	営業統括部長 兼 L製品統括部長 (L製品統括管掌) JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長
取 締 役	吉 田 裕	
常 勤 監 査 役	竹 原 克 尚	
監 査 役	田 村 耕 一	
監 査 役	濱 田 幸 和	濱田税理士事務所所長 ㈱プロセスサポート代表取締役社長

- (注) 1. 取締役吉田裕氏は社外取締役であります。
 2. 監査役田村耕一、濱田幸和の両氏は社外監査役であります。
 3. 取締役吉田裕氏は、経営等のマネジメントの経験と見識を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役吉田裕氏を独立役員とする届出を行っております。
 4. 監査役濱田幸和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して監査役濱田幸和氏を独立役員とする届出を行っております。
 5. 濱田税理士事務所及び㈱プロセスサポートと当社との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

平成27年6月25日開催の第56回定時株主総会において、吉田裕氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

該当事項はありません。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

平成27年7月1日付

氏 名	異 動 後	異 動 前
大久保 和正	取締役副社長 兼 N P 統括部長 (営業統括、N P 統括管掌) JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長 JEM EUROPE S. A. R. L. 代表取締役会長	取締役副社長 (営業統括管掌) JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長兼社長 JEM EUROPE S. A. R. L. 代表取締役会長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	139百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	21百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額13百万円（うち監査役分1百万円）を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	吉 田 裕	平成27年6月の就任後に開催された取締役会15回中12回に出席し、発言を適宜行っております。
監 査 役	田 村 耕 一	当事業年度中に開催の取締役会19回のすべて、及び監査役会13回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
監 査 役	濱 田 幸 和	当事業年度中に開催の取締役会19回中18回、及び監査役会13回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
1. 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	27百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社子会社の計算関係書類監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

5-1 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下の項目を定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
- ②業務執行にあたっては、取締役会及び経営会議他の各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行う。
- ③企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について適切に審議する。
- ④コンプライアンス担当取締役は管理部門統括担当取締役とし、当社のリスク並びにコンプライアンスに関する統括責任者とする。また、コンプライアンス担当取締役は、内部統制・コンプライアンス担当を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①予算管理制度等により収益や費用を適切に管理するとともに、職務権限等の規程による所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、取締役会への付議基準等を定めた規程に基づき、承認後執行を行う。
- ②資金の流れや管理の体制に関する規程に基づき、適正な財務報告の確保に取り組む。
- ③安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて、各担当部門が、各種管理規程を策定し、管理を行う。
- ④内部統制・コンプライアンス担当は、当社のリスク並びにコンプライアンスに関して網羅的・総括的に管理する。
- ⑤内部監査は、当社のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当取締役及び取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、中期経営計画を策定する。
- ②取締役会及び経営会議は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。
- ③業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会並びに経営会議に報告する。
- ④取締役会及び経営会議は、毎月、この結果をレビューし、部門毎に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ⑤④の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役及び部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めて業務遂行体制が効率的となるよう改善する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持する。
- ②コンプライアンス体制に係るコンプライアンス基本規則を策定し、使用人が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための社員心得を定める。
- ③内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ④内部通報規程を策定し、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報の通報・相談を行う手段として監査役等の内部通報先に報告する「コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営する。監査役等の内部通報先より連絡を受けた内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当取締役と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ⑤財務報告の信頼性を確保するために、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は業務の適正を確保するため、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の財務および経営を管理する部門と事業活動を管理する部門は協業し、子会社の位置付けに応じた多面的な管理を図る。これらの部門は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営上の重要事項に関しては、当社と子会社における管理規程に基づき当社に報告するとともに、当社の取締役会において審議する。また子会社における内部統制の構築を目指し、子会社全体の内部統制に関する担当部門は、当社の内部統制・コンプライアンス担当とする。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理体制の整備を推進する。また、重大なリスクについては、速やかに当社に報告することを求めるとともに、当社と子会社における管理規程に基づき、当社の取締役会において審議する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性を尊重し、且つ経営の効率化を追求するため、相互の権限と責任を明確にし、当社は取引上の諸問題について積極的な指導を図る。また、子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求める。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の内部統制・コンプライアンス担当責任者は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。コンプライアンス担当責任者は、コンプライアンスに関する体制の整備を推進し、当社はその状況について定期的な点検を実施する。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項
監査役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを監査役から求められた場合、監査役の業務補助のため会計及び業務に精通した当該使用人を置くこととし、人事権については監査役に有り、取締役から独立させる。
 - ② 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人はその職務に関して監査役の指示のみに服し、取締役等からの指示を受けない。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役または使用人は監査役に対して、法定の事項に加え当社及び子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス・ホットライン」の通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを規程により禁止する。
- (9) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用については、監査役が必要と考える適正な予算を設けている他、前払を含めその職務の執行について生ずる新たな費用の負担の求めがあった場合にはすみやかに対応する。
- (10) その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議に出席することができ、また意見等は会社として十分に尊重する。
 - ② 監査役は、必要に応じて重要な決裁書類等をいつでも閲覧または謄写できる。
 - ③ 監査役からの取締役または使用人の職務の執行状況の聴取に対しては、積極的に協力する。
 - ④ 監査役会は、代表取締役、内部監査、会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催する。

5-2 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社及び子会社は、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との取引関係、その他いかなる関係も持たない。不当要求については、警察当局、顧問弁護士等と連携し反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応する。
- ②当社は、主要拠点に反社会的勢力へ対応する部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。また、反社会的勢力による不当要求に対しては直ちに対応統括部署に報告する体制も整備している。
- ③既に加盟している兵庫県企業防衛対策協議会での研修や情報交換を行うとともに、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受ける。
- ④反社会的勢力の関係者と思慮される者からの働きかけや苦情を受けた場合、兵庫県企業防衛対策協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受けるとともに、所轄警察署との関係強化を図る。

5-3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の体制の整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、業務の適正を確保するための体制の実効性を向上させるように努めております。

また、内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査した結果、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。監査役会は、代表取締役、内部監査、会計監査人との意見交換会の開催や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視しております。

連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

	金額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2,954	支払手形及び買掛金	1,430
受取手形及び売掛金	3,330	電子記録債務	202
電子記録債権	295	設備電子記録債務	2
有価証券	2,989	短期借入金	573
製品	109	1年内返済予定の長期借入金	593
仕掛品	506	リース債務	33
原材料及び貯蔵品	1,218	未払金	263
繰延税金資産	165	未払法人税等	43
その他	513	未払費用	209
貸倒引当金	△ 6	その他	599
流動資産合計	12,076	流動負債合計	3,951
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	1,425
建物及び構築物	894	リース債務	9
機械装置及び運搬具	1,669	繰延税金負債	21
工具、器具及び備品	262	役員退職慰労引当金	166
土地	962	退職給付に係る負債	253
リース資産	39	その他	6
建設仮勘定	285	固定負債合計	1,882
有形固定資産合計	4,113	負債合計	5,834
無形固定資産		純資産の部	
ソフトウェア	117	株主資本	
その他	9	資本金	983
無形固定資産合計	126	資本剰余金	1,202
投資その他の資産		利益剰余金	8,268
投資有価証券	64	自己株式	△ 15
その他	191	株主資本合計	10,438
貸倒引当金	△ 0	その他の包括利益累計額	
投資その他の資産合計	254	その他有価証券評価差額金	1
固定資産合計	4,495	為替換算調整勘定	191
資産合計	16,572	退職給付に係る調整累計額	△ 16
		その他の包括利益累計額合計	177
		非支配株主持分	121
		純資産合計	10,737
		負債純資産合計	16,572

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上高	13,014
売上原価	9,256
売上総利益	3,757
販売費及び一般管理費	3,090
営業利益	667
営業外収益	
受取利息	13
材料屑売却益	13
その他	26
営業外収益合計	53
営業外費用	
支払利息	16
固定資産廃棄損	24
為替差損	121
その他	0
営業外費用合計	163
経常利益	557
税金等調整前当期純利益	557
法人税、住民税及び事業税	169
法人税等調整額	26
法人税等合計	196
当期純利益	361
非支配株主に帰属する当期純利益	30
親会社株主に帰属する当期純利益	330

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	983	1,202	8,086	△ 15	10,256
当期変動額					
剰余金の配当			△ 148		△ 148
親会社株主に帰属する当期純利益			330		330
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	182	△ 0	182
当期末残高	983	1,202	8,268	△ 15	10,438

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2	241	6	250	96	10,604
当期変動額						
剰余金の配当						△ 148
親会社株主に帰属する 当期純利益						330
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 1	△ 49	△ 22	△ 73	24	△ 48
当期変動額合計	△ 1	△ 49	△ 22	△ 73	24	133
当期末残高	1	191	△ 16	177	121	10,737

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 6社 |
| ② 連結子会社の名称 | JEM AMERICA CORP.
JEM (HONG KONG) Co., Ltd.
JEM TAIWAN PROBE CORP.
JEM EUROPE S. A. R. L.
同和JEM(株)
JEM Shanghai Co., Ltd. |

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの ……移動平均法による原価法によっております。

b. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品 ……主として個別法によっております。

その他見込生産品 ……主として月別総平均法によっております。

原材料 ……主として移動平均法によっております。

貯蔵品 ……主として最終仕入原価法によっております。

c. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

リース資産以外の ……当社は定率法によっております。

有形固定資産

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は、所在地国の会計基準の規定に基づき定額法及び定率法を採用しております。

リース資産

…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

b. 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産 … 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金…当社及び一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規等に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、発生年度に全額を一括して費用処理しております。

b. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(1) 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

(3) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」（前連結会計年度 85百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「材料屑売却益」（前連結会計年度 5百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「保険解約返戻金」（前連結会計年度 6百万円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,544百万円
(2) ①担保に供している資産	
建物及び構築物	605百万円
土 地	570百万円
②上記に対応する債務	
短期借入金	164百万円
1年内返済予定の長期借入金	233百万円
長期借入金	283百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	10,604,880株

(2) 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	74百万円	7円	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日
平成27年10月22日 取締役会	普通株式	74百万円	7円	平成27年 9月30日	平成27年 12月2日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	74百万円	7円	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安定的な支払能力を確保するため、内部資金、金融機関からの借入、設備のリース化等の活用により、資金調達の多様化と安定した資金繰りを実現しております。なお、外部からの資金調達については、安定的で低利息を目標とし、経済や金融情勢を加味しながら、長期もしくは短期のバランスのとれた調達を実施しております。一時的な余資については、短期的かつ安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券に区分される債券及び株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、原則として1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及び社債については、安定的な支払能力の確保を目的としたものであり、返済日及び償還日は決算日後、最長で4年7ヶ月後であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主に営業部門内で主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

その他有価証券に区分される債券は、有価証券等運用規則に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関に限定し取引を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定期的に把握された時価等が取締役に報告されております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づいて行っており、取引実績及び取引残高は取締役会に報告されております。

- c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することで流動性リスクを管理しております。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- ⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権で特定の大口顧客はありません。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,954	2,954	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,330	3,330	—
(3) 電子記録債権	295	295	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,993	2,993	—
資産計	9,574	9,574	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,430	1,430	—
(2) 電子記録債務	202	202	—
(3) 短期借入金	573	573	—
(4) 長期借入金	2,018	2,019	1
負債計	4,224	4,225	1
デリバティブ取引	—	—	—

- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、種類ごとの取得価額又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得価額 又は償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得価 額又は償却原価 を超えるもの	(1) 株式	2	4	2
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2	4	2
連結貸借対照表 計上額が取得価 額又は償却原価 を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	2,989	2,989	—
	小計	2,989	2,989	—
合計	2,991	2,993	2	

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに (3) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	2,954	—
受取手形及び売掛金	3,330	—
電子記録債権	295	—
合計	6,580	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	593	459	459	383	121	—
合計	593	459	459	383	121	—

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,002円51銭
(2) 1株当たり当期純利益	31円21銭

9. その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が9百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が9百万円、その他有価証券評価差額金額が0百万円、退職給付に係る調整累計額が0百万円それぞれ増加しております。

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

	金額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	1,216	支払手形	159
受取手形	22	買掛金	1,186
売掛金	3,293	電子記録債務	202
電子記録債権	295	設備電子記録債務	2
有価証券	2,963	短期借入金	400
製品	21	1年内返済予定の長期借入金	593
仕掛品	410	未払金	243
原材料及び貯蔵品	917	未払法人税等	19
繰延税金資産	118	設備未払金	463
関係会社短期貸付金	55	その他	173
未収入金	10	流動負債合計	3,444
金銭債権信託受益権	187	固定負債	
その他	125	長期借入金	1,425
貸倒引当金	△ 9	リース債務	9
流動資産合計	9,629	役員退職慰労引当金	82
固定資産		退職給付引当金	189
有形固定資産		その他	0
建物	769	固定負債合計	1,706
構築物	3	負債合計	5,150
機械及び装置	1,405	純資産の部	
工具、器具及び備品	210	株主資本	
土地	455	資本金	983
リース資産	39	資本剰余金	
建設仮勘定	236	資本準備金	1,202
有形固定資産合計	3,120	資本剰余金合計	1,202
無形固定資産		利益剰余金	
ソフトウェア	95	利益準備金	97
その他	9	その他利益剰余金	
無形固定資産合計	105	別途積立金	3,510
投資その他の資産		事業拡張積立金	730
投資有価証券	64	土地圧縮積立金	83
関係会社株式	813	建物圧縮積立金	18
関係会社長期未収入金	9	繰越利益剰余金	2,258
関係会社長期貸付金	60	利益剰余金合計	6,697
繰延税金資産	88	自己株式	△ 15
その他	129	株主資本合計	8,867
貸倒引当金	△ 0	評価・換算差額等	
投資その他の資産合計	1,165	その他有価証券評価差額金	1
固定資産合計	4,390	評価・換算差額等合計	1
資産合計	14,019	純資産合計	8,869
		負債純資産合計	14,019

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上高	10,775
売上原価	8,209
売上総利益	2,565
販売費及び一般管理費	2,385
営業利益	180
営業外収益	
受取利息	1
有価証券利息	1
受取配当金	218
保険解約返戻金	0
その他	56
営業外収益合計	278
営業外費用	
支払利息	11
為替差損	108
固定資産廃棄損	24
その他	0
営業外費用合計	145
経常利益	314
特別損失	
関係会社株式評価損	51
関係会社短期貸付金貸倒引当金繰入額	4
特別損失合計	56
税引前当期純利益	257
法人税、住民税及び事業税	34
法人税等調整額	18
法人税等合計	53
当期純利益	204

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	983	1,202	1,202
当期変動額			
税率変更による積立金の調整額			
建物圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	983	1,202	1,202

(単位：百万円)

	株主資本								
	利益剰余金							自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
		別途積立金	事業拡張積立金	土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	97	3,510	730	81	19	2,203	6,641	△ 15	8,811
当期変動額									
税率変更による積立金の調整額				1	0	△ 2	—		—
建物圧縮積立金の取崩					△ 1	1	—		—
剰余金の配当						△ 148	△ 148		△ 148
当期純利益						204	204		204
自己株式の取得								△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	1	△ 0	54	56	△ 0	56
当期末残高	97	3,510	730	83	18	2,258	6,697	△ 15	8,867

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2	2	8,814
当期変動額			
税率変更による積立金の調整額			—
建物圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△ 148
当期純利益			204
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 1	△ 1	△ 1
当期変動額合計	△ 1	△ 1	54
当期末残高	1	1	8,869

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

b. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

ブロープカード等の受注生産品…………… 個別法によっております。

その他見込生産品…………… 月別総平均法によっております。

原材料…………… 移動平均法によっております。

貯蔵品…………… 最終仕入原価法によっております。

③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産 …定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産 …自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、発生年度に全額を一括して費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」(前事業年度85百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記することとしております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	518百万円
短期金銭債務	70百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

6,007百万円

(3) ①担保に供している資産

建物	528百万円
土地	382百万円

②上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	233百万円
長期借入金	283百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
①売上高	2,619百万円	
②仕入高	1,553百万円	
③販売費及び一般管理費	90百万円	
④営業取引以外の取引高	256百万円	

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	15,426株
------	---------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産（流動）	
未払事業税等	5百万円
たな卸資産評価損等	105百万円
繰越欠損金	9百万円
その他	4百万円
繰延税金資産 小計	<u>123百万円</u>
評価性引当額	<u>△ 5百万円</u>
繰延税金資産 合計	<u>118百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>118百万円</u>
② 繰延税金資産（固定）	
役員退職慰労引当金	25百万円
投資有価証券評価損	80百万円
関係会社株式評価損	15百万円
減価償却限度超過額	12百万円
繰越欠損金	625百万円
退職給付引当金	57百万円
その他	16百万円
繰延税金資産 小計	<u>833百万円</u>
評価性引当額	<u>△ 700百万円</u>
繰延税金資産 合計	<u>133百万円</u>
繰延税金負債（固定）	
土地建物圧縮積立金	44百万円
その他	0百万円
繰延税金負債 合計	<u>45百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>88百万円</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が9百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が9百万円、その他有価証券評価差額金額が0百万円それぞれ増加しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	837円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	19円30銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

日本電子材料株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 印

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坊 垣 慶二郎 印

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子材料株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子材料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月13日

日本電子材料株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 印

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坊 垣 慶二郎 印

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子材料株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

日本電子材料株式会社 監査役会

常勤監査役	竹原克尚印
社外監査役	田村耕一印
社外監査役	濱田幸和印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本とし、業績に応じて積極的な株主還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期の収益状況を勘案し、1株につき7円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は74,126,178円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、平成28年5月23日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本總會終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の社外取締役を除く取締役6名及び社外監査役を除く監査役1名に対し、これまでの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各氏の役員退任時とし、具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
かぜ ま間 へつ お 悦 男	平成22年6月 当社取締役副社長 平成23年6月 当社代表取締役社長（現在に至る）
おお く ぼ 保 かつ ま 和 正	昭和60年5月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成20年4月 当社代表取締役副社長 平成23年6月 当社取締役副会長 平成25年6月 当社取締役副社長（現在に至る）
おお さわ しげ み 大 澤 茂 巳	平成18年6月 当社取締役（現在に至る）
あ だち やす たか 足 立 安 孝	平成21年6月 当社取締役（現在に至る）
もり りゆう いち ろう 森 隆 一 郎	平成25年6月 当社取締役（現在に至る）
さか た てる ひさ 坂 田 輝 久	平成25年6月 当社取締役（現在に至る）
たけ はら まさ たか 竹 原 克 尚	平成22年6月 当社常勤監査役（現在に至る）

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

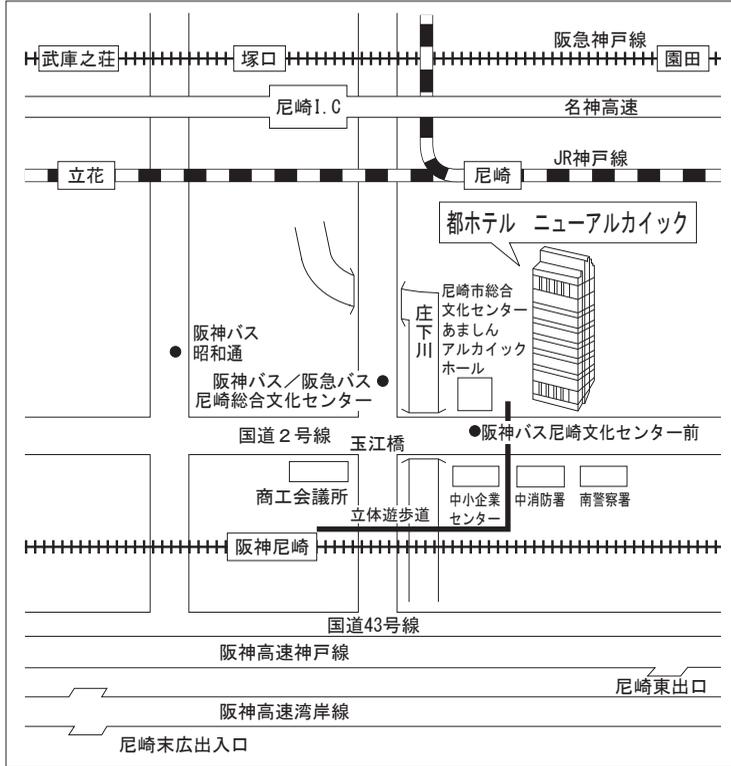
氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
にし 西 井 (昭和39年5月19日生)	昭和62年4月 監査法人朝日新和会計社入社 平成2年3月 公認会計士登録 平成13年9月 西井博生公認会計士事務所開所 平成16年9月 なぎさ監査法人代表社員 (現在に至る) 平成16年12月 税理士法人なぎさ総合会計事務所 代表社員 (現在に至る) 平成20年6月 当社補欠監査役 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西井博生氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 西井博生氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士資格を有し会計監査に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられ、その知識等を当社の監査体制に生かしていただくためであります。また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 監査役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、法令が定める監査役の員数を欠き、西井博生氏が社外監査役として就任した場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号
 都ホテル ニューアルカイク 3階鳳凰の間
 T E L 06-6488-7777



- 阪神尼崎駅より北東へ400m (徒歩5分)
- 最寄のバス停のご案内
 - ・ 尼崎総合文化センター
 - 阪神バス：JR尼崎より11番・23番／阪急園田より11番・22番・23番
 - 阪急バス：阪急塚口より55番・57番
 - ・ 昭和通
 - 阪神バス：JR立花より15番・43番／阪急塚口より13番
 - ／阪急武庫之荘より15番・43番
 - ・ 尼崎文化センター前